

令和 5 年度香川地方最低賃金審議会  
第 2 回はん用機械器具、生産用機械器具、業務  
用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和 5 年 10 月 5 日(木)  
香川労働局第 1 会議室

出席者           公益側           東、高塚、元木  
                  労働者側       佐山、中村、橋本  
                  使用者側       川西、近澤、村上

議 題           1   参考人意見聴取について  
                  2   最低賃金に関する基礎調査結果について  
                  3   香川県特定(機械)最低賃金額改正の審議について  
                  4   その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の第 2 回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴人が 1 名おります。

机上にあります資料についてご説明いたします。

事前にメールでお送りしておりました会議次第と資料 1 冊と、令

和 5 年 10 月 1 日現在のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿でございます。

専門部会委員名簿につきましては、労働者代表委員の橋本拓也委員が 10 月 1 日より「ジェイテクト労働組合本部執行委員／香川支部書記長」から「ジェイテクト労働組合中央執行委員／香川支部支部長」になりましたので、令和 5 年 10 月 1 日現在の名簿を作成したものでございます。

次に、業務改善助成金のリーフレットです。

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する制度で、8 月 31 日より対象事業場の拡大、助成率区分の見直し、賃金引き上げ後の申請が可能になるといった支援の拡充が行われました。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2023（令和 5）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」適用猶予業種等対応コース（運送業、病院等、建設業）のご案内を配布しておりますので、ご参考にしてください。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、東部会長、議事の進行をお願いいたします。

○東部会長

部会長を務めます東でございます。先日の第 1 回専門部会では欠席しておりまして失礼いたしました。よろしくをお願いいたします。

それでは、議題（1）の「参考人意見聴取について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先般の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の7-1、7-2として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。

もし、合同専門部会の資料、お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、資料 No. 7-1、7-2、印刷したものをご用意しておりますが、よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

○東部会長

それでは、皆さんすでに目を通していただいていることとは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をお願いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

○佐山委員

では、佐山の方から17ページ以降、説明させていただきたいと思います。

まず特定最賃の考え方としまして、特定最低賃金の改定にあたっては、書いてあるとおりですが、企業内における賃金の最低規制である企業内最低賃金の取組と共に未組織労働者も含めた賃金水準の下支えを図り、賃金のセーフティネットの構築をめざして取り組むものとしております。

また、基幹的労働者の最低賃金であるという性格を踏まえて、も

のづくり産業の基盤、これをいかに支えるか、優秀な人材を確保し、高い技術・技能の伝承を着実にはかるために地域別最低賃金に比べて相対的に高い水準の最低賃金として発展させることを念頭に取  
り組んできております。あとは上記の考え方に基づき、令和5年度の賃上げ状況、新規高卒の給与水準、船舶との格差、影響率等を考慮して金額改定を行うことを要望しております。

2ポツ目、令和5年度の賃上げの妥結状況というところで、8月18日現在の数字があるんですけども、JAMという機械とか金属の産業を中心とする産業別労働組合の状況、細かく100人未満だったり100から299人だったりというところで、区分させていただいていますが、一般機械全国計としては3.64%くらいの賃上げ率の状況になっております。「JAMとは何ですか」というところで、書いてあるとおり、いわゆる約39万人の産業別労働組合の組織です。

18ページです。香川県の製造業ということで、タダノとジェイテクト香川支部この2つの数字を例に挙げて賃上げの状況であったり、あと3ポツの賃金の水準というところを記載させていただいております。その数字については、また目を通していただければと思います。①からなんですけれども、計算式をいろいろ書いているんですけども、まず①の数式1つ目は、今の特定最低賃金の1,000円というもので、法定労働時間働くとひと月これぐらいになりますねっていうのと、次の行に行くと、香川県の製造業の所定内労働時間、これは実績ですね。令和4年の実績に基づく、法定労働時間よりは少し少なくなります、実績に基づくとこちらの169,000円というふうになります。

②からは数字がいろいろありますが、基本的に「対」というところで先ほど①で出しました法定労働時間の賃金と所定内労働時間香川県の実績に基づいた賃金が例えば①であると香川県のタダノとジェイテクトとの単純平均32万の賃金に対して大体何%ですか、という表記をさせていただいております。次の令和4年度の香川県製

造業の平均所定内給与というところは、これも令和4年度の実績に基づいてやっています。269,300円がそれに対して先ほどの1番①の数字ですね。2つが64%、62%という達成率になっております。ここから下が結構重要になってくるんですけども、令和4年度の香川県製造業の新規高卒者の平均給与ですね。これが令和4年度のところで、180,600円になっています。それに対しての達成率、あとその下にある括弧ですね。ここは時間額換算、法定労働時間と香川県の実績に基づいた所定内労働時間、169時間で割ると、時給換算するといくらですか、ということで、1,040円、1,069円というふうに書かせていただいております。

その下18ページ、一番最後は組織労働者の平均高卒初任給、これはタダノとジェイテクトの平均に対しての同じような考え方で、1,054円と1,084円の時給換算になります。

次のページに行きまして、JCMが目指すべき水準というところで、これは将来的にはここを目指したい、ということで入れさせていただいておりますけれども、JCMっていうのは、その産別を超えた集まりっていうのがあります。金属だったり、機械だったりっていう集まりです。ここはちょっと目標が高いんですけど、誰しもが193,000円を目指しましょうねっていう高い目標を掲げている組織になります。ここの同じように時給換算すると、1,110円だったり、1,142円っていうところの開きがありますねっていうところで、今回JCMについて、この水準も一つの指標としてのせさせていただきます。

4ポツは過去6年間くらいの機械と船舶の状況というところになっております。

総括としまして、令和5年度の中央最低賃金審議会の審議では30年ぶりの賃上げの流れを受け注目度が高まっている中、議論した結果、AからCの3ランクに分けて39円から41円の引き上げ額の目安が提示されました。香川県では878円から40円引き上げで大体

4.5%ですかね。アップとしては。そこの部分で 918 円というところで結審しております。

一方、②ですけれども、香川県の機械器具製造業で働く労働者の令和 5 年度の賃上げの平均というのは 1 万円で 3.17%。また、中小の機械金属産業を多く抱えた J A M の賃上げ平均額は 8,796 円、率で 3.41%、100 人未満では 3.19%となっております。賃金の改定において、というところでは、賃金の実態・賃上げの状況を考慮するとともに、基幹的労働者を対象にした賃金であるということを踏まえて、新規高卒者の給与の水準、ここをやはり目標として取組を続けております。やはり高卒者、今から仕事を覚えていくというのがあると思いますが、その最初の段階では右も左も分からない方と、長年パートとかバイトで勤めておられる方、確実に企業にとってプラスの利益をもたらしている方が高卒の方と差があるっていうのはやはりいかなものかなっていう部分で、基本的にはそこを目指して取組を続けております。香川県の所定内賃金平均と比べても先ほどの 1,040 円のところと比べると 40 円の開きがありますし、実労働時間換算するとやはり 69 円という開きがあるということを実態としてご認識いただければと思います。

金属産業は付加価値の生産性で産業計を上回っているにもかかわらず、やはりなかなかそれが人件費に反映されないというのが続いております。これは日本全体かもしれないのですけれども、そういう状態が続いてきました。金属労協が企業内最低賃金協定の目標としている月額 193,000 円に企業内最低賃金の水準を引き上げて、その水準を目指して特定最低賃金を引き上げることを求めています。

20 ページですが、機械の製造業で働く労働者と船舶で働く労働者の令和 4 年の最低賃金額というところでは、船舶が 3 円上回っておりますが、ともに鉄工・金属加工等の業務を中心とした労働が主であり、基本の条件というのはあまり変わらない産業のため、やはり

主にその格差是正に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、私たちが働く機械製造業というのは多くの産業に関連しております、日本の製造業の基盤を支えて生産発展に大きな役割を果たしております。日本の根幹であるものづくりの産業を活気あるものにして継承していくためには、技術・技能の伝承をはかるとともに、優秀な人材をいかに確保するかっていうところが不可欠であると思います。そのためにも賃金水準の改善というのは必要になってきていると思います。機械製造業で働く基幹労働者を支える最低賃金として、地域別最低賃金より相対的に高い引き上げを求めていきたいと思っております。以上です。

#### ○東部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

#### ○中村委員

金属労協という今年初めて出た言葉があるのですがけれども、正式名称が全日本金属産業労働組合協議会という5つの産別、自動車、電機、私共JAMものづくり産業、基幹労連、全電線、5つの産別で組織された約200万人の組織です。活動としては国際労働運動とかものづくりの政策制度の提言であったりとか、一番、特に大きいのは、金属産業にふさわしい労働条件の確立ということで、毎年賃金の改定にあたっては、パターンセッターの役割を果たしているトヨタ自動車ですが、近年ちょっと出してはいない、金額提示はしていないんですけれども、ずっと牽引してきたというような実績があります。その金属労協の言っている産別の企業内最低賃金の取組についてですね。先ほどの月額193,000円というのを一つの目標に取り組んでいこうということで、5産別、協力しながら特定最賃の引き上げを求めているという状況です。

○東部会長

ありがとうございました。

他の方はよろしいでしょうか。

それでは続きまして、使用者側、お願いします。

○村上委員

使用者側からは、意見書としましては資料7の23ページをご参照いたします。今現状は、企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス禍から回復し、景気が緩やかに回復しているという観測がありますが、やはり昨今のエネルギー、原材料の高騰や世界経済の動き、並びにコロナ感染の再拡大の可能性に十分に考慮しなければならない。こういうところをいきながら、今回の中央最低賃金審議会の方で40円という引き上げが来まして、過去最高の水準となります。去年からよく我々の使用者側からお話するんですけど、どういう根拠でこれだけの金額を上げていくのか、その辺がちょっと我々の理解ができない状況になっております。

特に3番目の24ページ、香川県のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の環境について、この辺を重点的にご説明いたします。昨年度に引き続き、先ほども申しましたけれども、各種原材料の高騰と半導体、電気機械部品の入手困難が続いているとともに、特に今ここが問題になっております更なる燃料価格の上昇に拍車がかかり、中小企業、我々使用者が今回は大手はおりませんので、中小になりますけど、こういう形の中小企業・小規模事業者の経営はますます苦しい状況に拍車が今かかっているというところなんです。しかしながら、まあこれとは逆に最低賃金という政府の意向はなんか40円ということは重くのしかかってくる。これはあくまでも大手企業における景気上昇のみを見た結果だと我々は理解しております。今回の大幅引き上げにより、全国の中小企業、



小規模事業の経営環境は苦しくなるのは本当に間違いありません。やむなく事業停止、廃業というのも時間の問題ではないかと思えます。また、別になりますけれども、我々が今仕事でお付き合いしております福祉関係なんかは最悪の状況を迎えておりまして、事業の倒産、閉鎖、そういうのがもうすごい勢いで進んでいるのです。施設なんか入居者がもうお金が払えない、もう出ていけなくちゃいけないというような状況にもなってきて、切実な問題を迎えております。そう言いながらも生産性の業務の向上にやっぱりつなげていけなくちゃいけない。最低賃金の引き上げというのは、やはり避けては通れないのではないかなと思えます。

最後の結びとしましては、持続可能で活力のある経済環境を築いていくためには、生産性の向上、利益の確保を図り、賃金引上げに努めていくことが重要と認識しております。しかしながら中小というのは、なかなか労働者の新規採用というのが難しくなっておりますし、最低賃金という形の中も入ってきて、これらの経営環境はますます不透明で難しい事業判断を図るようになっております。やはりこの数年、賃金の大幅アップについては疑問が残ります。これをどう乗り切るか、方策を考え出し、この苦境を乗り切らないといけない。中小企業・小規模事業者は知恵を絞り、従業員の生活を守り、事業を続けて参りますが、特に経営する側のやはり我々が守っていかなくちゃいけないし、これからどういう企業をやっていくか非常に難しい判断になっておりますので、今回の最低賃金の交渉におきましては、金額ベースのお話の中はいろいろ我々の使用者側の意見もかなり取り入れていただければありがたいかなと思えます。

以上です。

○東部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

ただ今、労側、使側双方より発言がございました。

ただ今の発言に関して、ご意見、ご質問等がございますか。  
よろしいですか。

それぞれのお立場からの貴重な意見であり、この後の金額審議に  
当たりまして、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いしたい  
と思います。

それでは、次に、議題（２）の「最低賃金に関する基礎調査結果  
について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

それでは、本日お配りしております資料をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、はん用機械器具、  
生産用機械器具、業務用機械器具製造業における結果でございます。

まず、１ページの１最低賃金に関する基礎調査結果概要です。こ  
の調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小  
零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的  
として、今年６月分の賃金について調査を実施しております。民営  
事業所が対象でございます。製造業、新聞業、出版業が１００人未  
満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、  
飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それ  
から、他に分類されないサービス業が３０人未満となっております。  
この中から一定の方法で抽出いたしました１,８７２事業所に対しま  
して調査を依頼し、回答のありました９９４事業所、９,６３７人の労働  
者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業  
所を抜き出したものでございます。

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業につ  
きましては、１３４事業所、１,７７４人の結果に基づいて集計し、母集団  
３,８５０人に還元したものでございます。

次に、５ページからの総括表（１）をご覧ください。これは、適

用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表（１）は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、９ページからの賃金分布表（４）をご覧ください。これは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

５ページからの総括表（１）、基幹的労働者について集計した表をご覧ください。

左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の１,０００円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が１,０００円ですので、１,０００円を下回っている労働者の割合については、１,０００円の１円下、９９９円の欄の右側、下段の累積構成比に３.２%とあり、１,０００円を下回っている労働者が３.２%いるということです。この３.２%が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを１０円引き上げて１,０１０円とすると、１,００９円の欄の右側下段の累積構成比に５.３%とあり、１,０１０円に引き上げると５.３%の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数１８６人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが３ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表（１）の最終ページ（８ページ）をご覧ください。一番下の行の左端に、第１・２０分位数、第１・１０分位数等とあり

ますが、第1・20分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに20等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり5%のところの賃金額を示しています。ここでいうと1,003円となります。

以上でございます。

#### ○東部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、それでは、議題(3)の「香川県特定(機械)最低賃金額改正の審議について」に移ります。

ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第7条第1項に基づき、非公開となります。

傍聴人の方は退室していただくこととなりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

#### ○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

傍聴人の方は、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに傍聴人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載

した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご留意ください。

また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。

○東部会長

それでは、傍聴人の方は、退室してください。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

傍聴人の方が退室するまで審議は一時中断します。

(傍聴人退室)

(全体会議)

○東部会長

お待たせいたしました。

全体会議を再開します。ここから先は公開になります。

労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。

今回は、10月10日(火)の13:30から、この第1会議室での開催となりますが、是非、全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側ともそれまでにご検討いただきますようお願いいたします。

今回は使側からご提示をいただくということでお願いしたいと思います。

本日の議事録確認委員ですが、労側は中村委員、使側は村上委員にお願いしたいと思います。

ほかに何かありますか。

○各委員

ありません。

○東部会長

それでは、以上を持ちまして、第2回専門部会を閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――